

Q

介護休業と介護休暇はどのように利用すればよいですか？

A

家族の介護だけでなく、仕事と介護を両立する体制を整える期間としても活用しましょう。



	介護休業	介護休暇
特徴	長期の休みを取得できる（介護の体制づくり）	突発的・短期的な休みを取得できる
内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限 雇用保険の被保険者には、介護休業を取得して賃金が一定水準を下回った場合に介護休業給付金が支給 (休業開始時賃金日額×支給日数×67%) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象家族1人であれば年5日まで、毎年取得可能 (2人以上であれば年10日まで) 休暇は1日単位又は半日単位、時間単位で取得可能 有給・無給は、会社の規定による
具体例	<ul style="list-style-type: none"> デイサービスや老人ホームの見学 ケアマネジャーとの打ち合わせなど <p>今後、仕事と家族介護を両立するための体制づくりに活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通院の付添い、介護サービスの手続代行 ケアマネジャーとの短時間の打ち合わせなどに活用

組み合わせ例

例1 介護休業を分割して合間に介護休暇を利用する場合



例2 介護休業を一度で全て利用する場合

介護休業 93日

WIN! WIN!



POINT

家族と自分 それぞれの人生を大切しよう！